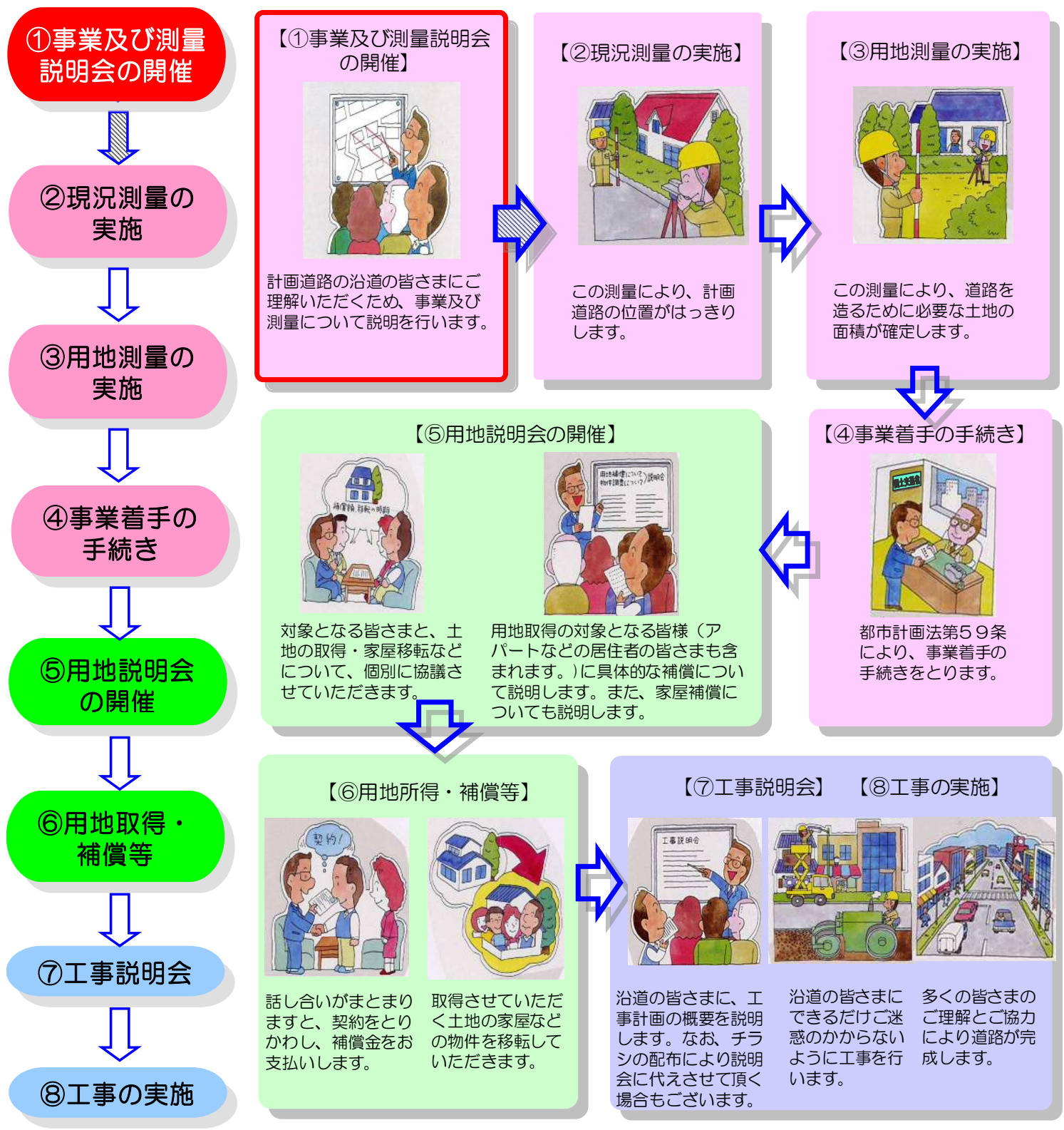


事業の進め方



お問合せは
東京都第四建設事務所 工事第一課
03-5978-1727
 東京都豊島区南大塚二丁目36番2号

東京都市計画道路

補助第26号線

道路整備計画のあらまし

(豊島区千早四丁目～要町三丁目)



【完成イメージ（要町通り～川越街道間）】

東京都第四建設事務所

計画のあらまし

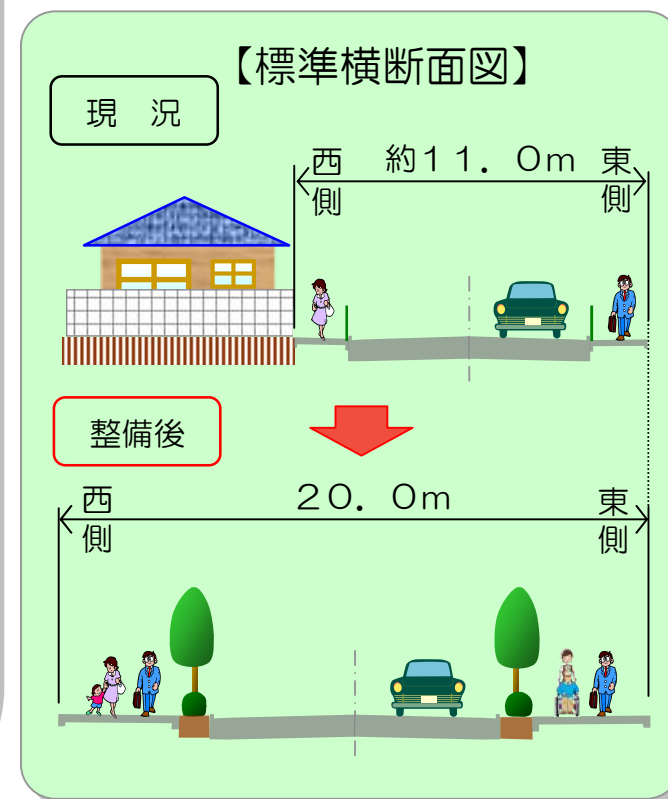
補助第26号線は、品川区東大井一丁目から板橋区氷川町に至る延長約22.4kmの環状方向の都市計画道路です。現在、要町通り～川越街道間の整備事業を行っています。引き続き、豊島区千早四丁目～要町三丁目間の計画延長約430mの整備を行います。

- この整備により、
- ①地域の交通混雑が緩和されるとともに、広い歩道の整備などにより安全性、利便性が向上します。
 - ②震災等の災害時には、安全な避難路や延焼遮断帯として、また、緊急物資の輸送路として、地域の防災性が向上します。

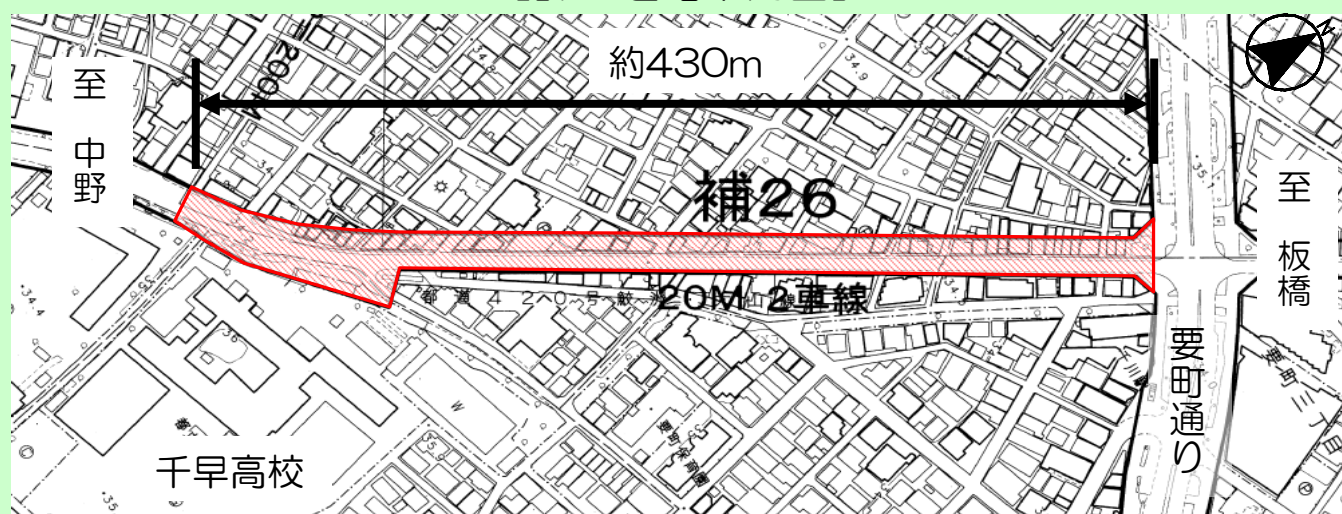
本路線は、平成24年1月に東京都が定めた「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針により、防災上、整備効果の高い都市計画道路として、平成24年6月28日に「特定整備路線」に選定されました。

【計画の概要】

- 都市計画道路名 東京都市計画道路 補助線街路第26号線
- 都市計画決定 昭和21年4月25日 戦災復興院告示第15号
- 区間 豊島区千早四丁目から 豊島区要町三丁目
- 計画延長 約430m
- 計画幅員 20m



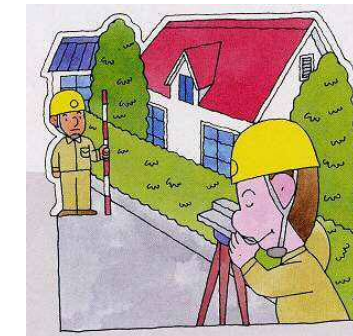
【計画道路案内図】



現況測量・用地測量の概要

<現況測量とは>

- 都市計画道路予定区域とその周辺にある建物、樹木、塀及び道路等の形状を調査し、現況の地形を表す平面図を作成します。
- できあがった図面に道路の都市計画線を書き入れて、計画道路の位置を明らかにします。
- また、都市計画線の幅や中心線を現地に標示するため、杭または鉋を設置します。

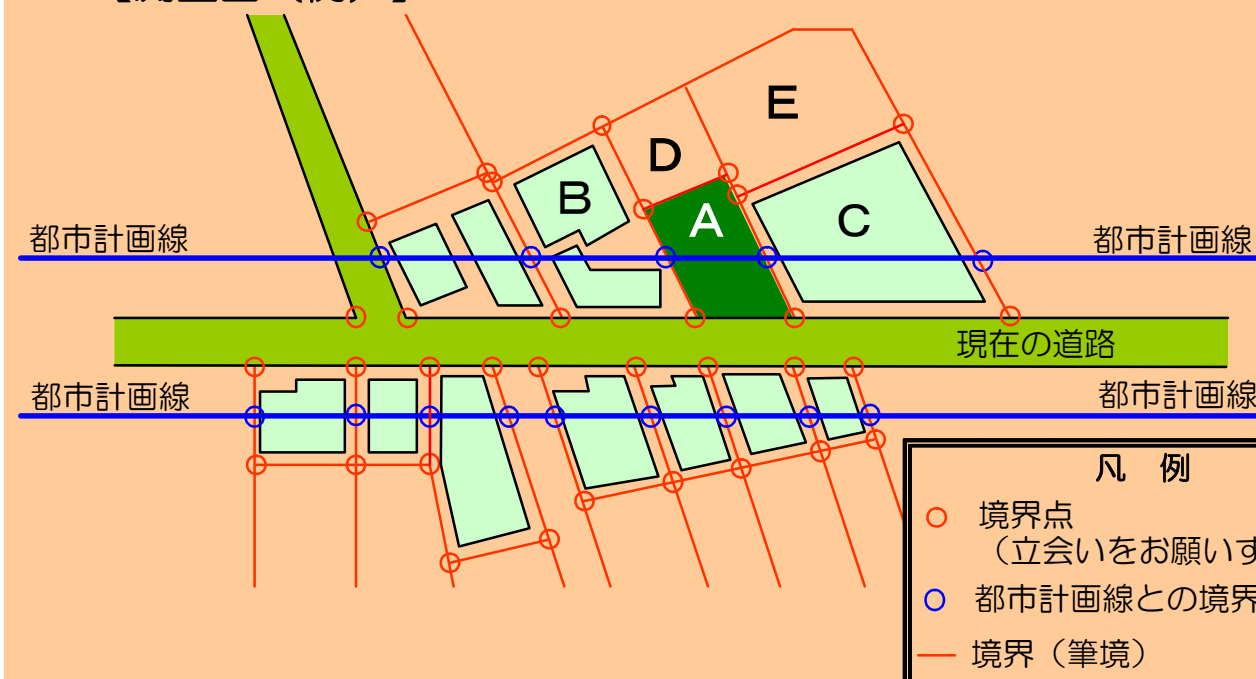


<用地測量とは>

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会いのうえ、隣接する土地との境界等を調査・確認します。
- 境界確認に基づき一筆ごとに土地の測量を行い、用地取得に必要な面積の算出及び図面を作成します。
- 下の【測量図(例)】で、たとえば、Aさんの土地の用地測量を行う場合は、BさんとCさんだけでなく、DさんやEさんにも境界を確認するために立会いをお願いすることになります。
- また、一筆の土地に異なる利用形態及び権利があるときは、利用形態や権利ごとに確認を行います。
- そのほか、既存の道路等の公共用地と隣接している土地の場合は、公私境界についても確認の立会いをお願いします。



【測量図(例)】



凡例

- 境界点 (立会いをお願いする点)
- 都市計画線との境界点
- 境界(筆境)